

令和3年5月10日

市政記者クラブ 様

経済局産業労働部産業企画課  
担当：筒井（電話 972-2411）

## 新型コロナウイルス感染症の拡大防止における 経済局所管施設の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、経済局所管の中小企業振興会館について、利用時間を原則 20 時まで短縮しているところですが、愛知県が緊急事態措置を実施すべき区域とされたことに伴い、次のとおり変更します。今後の状況によっては、取り扱いを変更する場合があります。

### 記

#### 1 対象期間

現在の期間：令和3年4月20日（火）から5月11日（火）まで  
変更後の期間：令和3年5月12日（水）から5月31日（月）まで

#### 2 対応

- 引き続き、原則、施設の利用時間を20時まで短縮します。あわせて、20時以降の新規利用申し込みの受付を停止します（イベント開催の場合は21時まで）。
- すでに利用予約が行われている場合は、利用時間の繰り上げなどを利用者に働きかけます。

#### 3 対象施設

施設名		施設所管課 (電話番号)
名古屋市 中小企業 振興会館	吹上ホール	経済局 産業企画課 (972-2411)
	第1ファッション展示場	
	第2ファッション展示場	
	メインホール	
	展望ホール	
	会議室	